

計画等の案の概要

名 称	那賀川水系河川整備計画			
公表するもの	那賀川水系河川整備計画（原案）			
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和8年3月13日(金)～令和8年4月13日(月)	
	無			
担当課等名	交通基盤部	河川砂防局	河川企画課 河川企画班 下田土木事務所 企画検査課 企画班	電話番号 054-221-3038 電話番号 0558-24-2113
総合計画における位置づけ	Ⅲ 県民の安全 Ⅲ-1：防災・安全 1-1 防災・減災対策の推進			
審議会等の名称	那賀川水系流域委員会 会議録は各回の流域委員会を公表（第1～4回：令和3年1月～令和8年1月）			
<p>1 趣旨</p> <p>(1) 計画策定の理由</p> <p>ア 本県では、河川法で定める計画制度の下、計画策定時より20～30年間程度の期間における河川の整備（工事及び維持）に関する計画である「河川整備計画」を緊急度の高い水系（または河川）から順次策定している。</p> <p>イ 那賀川水系は、流域面積約72.63km²の二級河川であり、近年では、平成17年、平成20年、平成21年の豪雨により内水被害が発生している。また、那賀川水系は、南海トラフ巨大地震等に伴う津波により甚大な被害が想定されており、地域住民等から災害に対する安全性の向上が強く望まれている。</p> <p>このことから、浸水や津波からの被害軽減のため河川整備の目標・実施にかかる計画を策定する必要がある。</p> <p>(2) 策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>ア 総合的な防災対策を推進し、「災害に強く、住む人にも訪れる人にも安全で安心な川づくり」を目指す。</p> <p>イ 流域住民や関係機関等と連携しながら、「松崎の歴史・風土と地域資源を活かした美しく魅力ある水辺づくり」を目指す。</p> <p>(3) 計画案検討の経緯</p> <p>第1回 那賀川流域委員会（令和3年1月26日） ・流域及び河川の現状と課題について</p> <p>第2回 那賀川流域委員会（令和6年2月6日） ・現地調査 ・河川整備の目標（治水対策、治水対策）について</p> <p>第3回 那賀川流域委員会（令和7年3月14日） ・河川整備の目標（治水対策の変更）について</p> <p>第4回 那賀川流域委員会（令和8年1月30日） ・河川整備の目標（利水、環境、地域との関わり） ・河川整備計画（原案）について</p>				

2 骨子

(1) 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は下記に示すとおり、那賀川水系の県知事が管理する全区間とする。

水系	河川名	起点	終点	延長
那賀川	那賀川	左岸 静岡県賀茂郡松崎町池代字神の前 510番地先	海に至る	10,550m
		右岸 " 池代字向田 469番地先		
	岩科川	左岸 早柄川合流点	那賀川への 合流点	6,350m
		右岸 早柄川合流点		
船田川	左岸 静岡県賀茂郡松崎町船田字田の狭 528番の2地先の砂防第1号堰堤	那賀川への 合流点	1,000m	
	右岸 静岡県賀茂郡松崎町船田字田の狭 528番の2地先の砂防第1号堰堤			
明伏川	左岸 静岡県賀茂郡松崎町小杉原字空見 105番の2地先	那賀川への 合流点	3,100m	
		右岸 静岡県賀茂郡松崎町小杉原字小畑 105番の1地先		

(2) 計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、河川整備計画の策定年度を初年度として概ね30年間とする。

(3) 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

ア 洪水については、近年の浸水被害の要因、沿川の状況等を踏まえ、河川の洪水の流下能力を最大限発揮できるよう、流下断面を維持することを目標とする。また、近年、流域内で発生している内水被害に対しては、支川や水路の管理者である松崎町と連携し、内水氾濫による浸水被害の軽減を図る。

イ 堤防や護岸等の河川管理施設において、常に所定の機能が保たれるよう適切な維持管理に努める。

ウ 現在の施設能力を上回る洪水等の発生に対しては、平常時より水防活動の実施体制確保や重要水防箇所の点検や周知、リアルタイムの雨量等の情報提供などのソフト対策を推進するとともに、できる限り被害が軽減されるよう、総合的な被害軽減対策について、関係機関や地域住民等と連携を強化し、地域の防御力向上に努める。

エ 河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対して、人命や財産への被害リスクを低減させるため、海岸等における防御と一体となって、津波被害を軽減するものとする。

オ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」等の施設能力を超過する津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、松崎町との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。

(4) 河川の適正な利用及び水利用に関する目標

ア 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持に関しては、引き続き河川の流況の把握に努め、農業用水などの既存の水利用や動植物の生息・生育環境、景観などに配慮しつつ、松崎町や地域住民と連携して家庭等の汚濁負荷量の一層の削減を目指す。

(5) 河川環境の整備と保全に関する目標

- ア 河川環境の整備と保全に関しては、地域住民との連携によって自然環境、地域特性、景観、観光、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図る必要がある。那賀川水系では多様な動植物の生息・生育環境が形成されている。また、河口部周辺の汽水域に繁茂する、カワノリを採取する光景は冬の風物詩になっている。
- イ 河川整備にあたっては、このような多様な動植物が生息・生育している那賀川の自然環境を踏まえ、河川における上下流の連続性の確保やカワノリが生育できる浅場の保全などに対して最大限に配慮し、河川が有する自然の営力を活用して河川本来の多様な動植物が生息・生育している水辺環境の保全を図る。
- ウ 在来種への影響が懸念される特定外来生物については、学識者や関係機関と連携し、外来生物被害予防3原則(入れない・捨てない・拡げない)の普及に努める。
- エ 水質については、引き続き定期的な水質調査結果等により、現況把握を行い、良好な状態の維持に努める。

(6) 河川と地域との関わりに関する目標

- ア 河川と地域との関わりについては、松崎町の歴史や風土、自然との調和を図りつつ、河川環境や防災に関する情報を地域住民等と幅広く共有し、河川愛護の精神がさらに広がり、那賀川と人との良好な関係を継続するため、引き続き松崎町や地域住民等との良好な関係構築に努める。
- イ 汽水域におけるカワノリの採取、鮎釣りなどの四季折々の風物詩、昔ながらの佇まいを残す温泉やなまこ壁などの歴史ある町並み等と調和した水辺空間等、那賀川ならではの歴史・風土と地域資源を活かしながら、流域住民や関係機関等と連携し、住む人にも訪れる人にも美しく魅力ある水辺づくりを目指す。

(7) 河川整備の実施に関する事項

ア 河川工事の目的

治水対策に関しては、河川の洪水の流下能力を最大限発揮できるように、流下断面の維持を行っていくものとする。また、松崎町が行う逆流防止施設の設置等の内水対策と連携し、浸水被害の軽減を図る。

河口部においては、地震・津波からの被害の軽減を図るため、周辺の海岸堤防の整備状況を踏まえて、「計画津波」に対して必要となる整備を実施する。

なお、河川工事の内容は、今後の河川及び流域を取り巻く社会環境の変化などに合わせ、必要に応じて局所的な対策を図る。

イ 河川工事の施行場所

河川整備計画で対象とする河川工事の施行場所は、以下に示すとおりとする。

表 河川工事の施行場所と主な整備内容

河川名	工種	目的	区間	整備内容
那賀川	津波対策水門	津波対策	河口	水門設置

ウ 河川の維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、適正なパトロールの実施等により点検し、松崎町や地域住民等と連携を図りながら、適切な維持管理を行う。

エ その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

施設能力を上回る洪水や津波、高潮が発生した場合でも、できるだけ被害の軽減が図れるよう、関係機関や流域住民との連携を強化し、地域の防災力の向上に努めるとともに、住民自らがリスクを察知し主体的に避難して被害の軽減を図る取組を推進する。

また、河川への流出量増加による災害の発生や土砂・流木の流出による河道閉塞や施設損傷を防ぐため、関係機関との連携強化に努める。